

第21回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症予防のため、当日のご来場を見合わせ、同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使のご検討をお願いいたします。

本株主総会ではお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2023年2月17日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地
ホテルアークリッシュ豊橋 5階 ザ・グレイス

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

株式会社サーラコーポレーション

証券コード：2734

株主各位

証券コード 2734
2023年1月30日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サーラタワー

株式会社サーラコーポレーション

代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO **神野吾郎**

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年2月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、69頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットにより複数回数、またはスマートフォンで重複して議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2023年2月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地 ホテルアークリッシュ豊橋 5階 ザ・グレイス (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p>
4 議決権行使に ついてのご案内	68頁に記載の「議決権行使についてのご案内」及び69頁に記載の「インターネット 等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応につきましては、別紙をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の
当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに開示い
たしました。

株主総会のライブ配信について

- ◎株主総会の模様につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてライブ配信をいたします。「株主総会」のページにアクセスしてご視聴ください。万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、同ページにおいてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.sala.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)



株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、2024年2月開催予定の第22回定時株主総会からの制度適用に備えて、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>② 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(ご参考)

株主総会資料の電子提供制度が適用された際に、株主の皆さまへお届けする書面の内容につきましては、現在検討中であります。

第2号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は、任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	
1	かみの 神野 吾郎	代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO		再任
2	まつい 松井 和彦	代表取締役専務	社長補佐	再任
3	くればやし 榎林 孝尚	取締役	執行役員 エンジニアリング& メンテナンスセグメントリーダー	再任
4	わたらい 渡会 隆行	取締役	経営戦略本部長 兼 イノベーション 推進部長	再任
5	いちりゅう 一柳 良雄	取締役		再任 社外 独立
6	おおくぼ 大久保 和孝	取締役		再任 社外 独立
7	すずき 鈴木 敬太郎			新任

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	かみの ころう 神野 吾郎 (1960年 8月29日生)	2000年 8月 ガステックサービス(株) (現サーラエナジー(株)) 代表取締役社長 2002年 5月 当社代表取締役社長 2002年 6月 (株)中部取締役 (現任) 2006年 3月 中部瓦斯(株) (現サーラエナジー(株)) 代表取締役 2007年 2月 サーラカーズジャパン(株)代表取締役会長 (現任) 2012年 3月 中部瓦斯(株) (現サーラエナジー(株)) 代表取締役社長 2018年 2月 同社代表取締役会長 (現任) 2020年 2月 当社代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO (現任) 2021年 2月 サーラ住宅(株)取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 武蔵精密工業(株)社外取締役 (取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2002年5月の当社設立時より代表取締役社長として経営を担っております。豊富な経験を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	1,381,987株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	まつい かずひこ 松井 和彦 (1955年 3月28日生)	2004年 4月 中部瓦斯(株) (現サーラエナジー(株)) 常務取締役 2010年 2月 当社常務取締役 総合企画部・総務部・人事戦略部担当 兼 総合企画部長 2010年 3月 中部瓦斯(株) (現サーラエナジー(株)) 取締役 (現任) 2011年12月 当社常務取締役 総合企画部・総務部・人事戦略部担当 2012年 2月 当社代表取締役専務 社長補佐・総合企画部・総務部・人事戦略部担当 2012年12月 当社代表取締役専務 社長補佐 (現任) (取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2012年2月より当社の代表取締役専務を務めております。主に企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	36,281株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	くればやし たかひさ 樽林 孝尚 (1957年 3月16日生)	2017年 2月 (株)中部専務取締役 管理本部担当・インフラ環境部担当 ・情報通信部担当兼浜松地区担当 2018年 2月 同社代表取締役社長 (現任) 2019年 2月 当社取締役 執行役員 エンジニアリング&メンテナンス セグメントリーダー (現任)	13,900株
		(取締役候補者とした理由) グループ会社において建築、設備及び土木関連の事業の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識や経営手腕が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	
4 再任	わたらい たかゆき 渡会 隆行 (1972年 12月12日生)	1995年 4月 ガステックサービス(株) (現サーラエナジー(株)) 入社 2018年 2月 同社執行役員 E&S本社経営企画部長 2021年 2月 サーラエナジー(株)取締役 企画部門担当 兼 経営企画部長 2021年12月 同社取締役 ビジネスプロセス改革プロジェクト統括 (現任) 2021年12月 当社理事 経営戦略本部長 兼 事業企画部長 2022年 2月 当社取締役 経営戦略本部長 兼 事業企画部長 2022年12月 当社取締役 経営戦略本部長 兼 イノベーション推進部長 (現任)	13,117株
		(取締役候補者とした理由) グループ会社においてLPガス事業等の経営企画全般にわたる豊富な経験と知見を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識が、当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	
5 再任 社外 独立	いちりゅう よしお 一柳 良雄 (1946年 1月 3日生)	2000年 7月 (株)一柳アソシエイツ代表取締役 (現任) 2003年 2月 当社社外監査役 2006年 2月 当社社外取締役 (現任)	57,200株
		(重要な兼職の状況) (株)一柳アソシエイツ代表取締役 (株)島精機製作所社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 経営全般にわたる高い見識に基づいた経営への監督、助言等を期待しているところ、取締役会で積極的に助言や提言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	おおくぼ かずたか 大久保 和孝 (1973年 3 月22日生)	2005年 2 月 新日本インテグリティアシュアランス(株) (現EY新日本サステナビリティ(株)) 常務取締役 2012年 7 月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2016年 2 月 同法人経営専務理事 ERM本部長 2019年 6 月 (株)大久保アソシエイツ 代表取締役社長 (現任) 2020年 2 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)大久保アソシエイツ代表取締役社長 (株)SS Dnaform代表取締役社長 セガサミーホールディングス(株)社外監査役 サンフロンティア不動産(株)社外取締役 (株)ブレインパッド社外監査役 (株)L I F U L L 社外取締役 武蔵精密工業(株)社外取締役 (監査等委員)	2,300株
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 大手監査法人における監査経験からガバナンス、ファイナンスに精通していることに加え、コンプライアンス、CSR分野においても豊富な知識と経験を有しております。これらの豊富な見識に基づいた経営への監督、助言等を期待しているところ、取締役会で積極的に助言や提言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

再任
社外
独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	すずき けいたろう 鈴木 敬太郎 (1964年 10 月12日生)	1988年 4 月 中部瓦斯(株) (現サーラエナジー(株)) 入社 2012年 3 月 同社取締役 浜松支社長 兼 浜松支店長 兼 磐田営業所長 2015年 3 月 同社常務取締役 企画・管理部門担当 兼 経営管理部長 兼 浜松支社長 2018年 2 月 ガステックサービス(株) (現サーラエナジー(株)) 常務取締役 E & S 本社企画部門担当 2019年12月 サーラエナジー(株)常務取締役 暮らしのSALA推進部門担当 2022年 2 月 同社専務取締役 社長補佐 兼 営業統括 (現任) 2023年 2 月 同社代表取締役社長 (就任予定)	44,430株
		(取締役候補者とした理由) グループ会社において都市ガス事業等の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識や経営手腕が当社の経営に活かされることを期待し、新たに取締役候補者となりました。	

新任

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 一柳良雄及び大久保和孝の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- 一柳良雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって17年になります。
- 大久保和孝氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
- 当社は、一柳良雄及び大久保和孝の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結し、当社グループの全役員（取締役、監査役及び執行役員）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）をD&O保険により填補することとしております。現任の取締役である候補者は、D&O保険の被保険者に含まれており、各候補者が選任され就任した場合には、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。D&O保険の保険料は当社が全額負担しております。なお、現行のD&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、契約を更新する予定であります。

(ご参考1) 社外役員の独立性判断基準

当社は、以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者が独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下、当社グループ）の重要な業務執行者（注1）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその重要な業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその重要な業務執行者
4. 当社の大株主（注4）またはその重要な業務執行者
5. 当社グループの会計監査人または監査法人の社員等である者
6. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、法律専門家、会計専門家等
7. 当社グループから多額の寄付（注6）を受けている者またはその重要な業務執行者
8. 上記1. から7. に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族
9. 前各号にかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる事由が存在する者

(注)

- 1：「重要な業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、部長格以上の重要な使用人をいう
- 2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いが当社グループにある取引先をいう
- 3：「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いがある取引先をいう
- 4：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 5：「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で1,000万円以上、団体の場合は年間収入の2%を超える額をいう
- 6：「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で1,000万円を超える寄付をいう

(ご参考2) 当社取締役のスキル・マトリックス

当社は、サラーグループ2030年ビジョンを実現する上で当社取締役会として特に重要な分野を下表のとおり定め、各分野について知見を有する人材を取締役候補者として指名を行っています。本定時株主総会終了後の経営体制は、下表のとおりとなる予定であります。また、スキル・マトリックスにつきましては、各取締役について特に専門性及び経験の発揮を期待する分野を3つ記載しており、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	専門性及び経験の発揮を期待する分野						
	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	IT・DX	ESG・サステナビリティ
神野 吾郎 代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO	●	●				●	
松井 和彦 代表取締役	●			●	●		
渡会 隆行 常務取締役		●				●	●
樽林 孝尚 取締役	●	●				●	
鈴木 敬太郎 取締役	●	●	●				
一柳 良雄 社外取締役		●		●			●
大久保 和孝 社外取締役			●		●	●	
澤井 成人 取締役 (常勤監査等委員)	●		●	●			
村松 奈緒美 社外取締役 (監査等委員)				●	●		●
安形 哲夫 社外取締役 (監査等委員)	●	●					●

以上

提供書面

事業報告 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の活性化の両立に向けた取組みが進む一方、ウクライナ情勢や円安等の影響により物価高が進むなど、景気の先行きは不透明感が増しました。

このような状況のなか、当社グループ（以下、「サーラグループ」といいます。）は、2022年11月期を最終年度とする第4次中期経営計画における重点課題である「暮らしのSALAの新展開」「SALAの浸透」「変革とチャレンジ」への取組みに注力し、同計画の仕上げの一年として、サーラグループ一丸となって各施策を推進しました。

エネルギー&ソリューションズ事業のサーラエナジー株式会社は、デジタル技術の活用によりお客さまに最適な質の高いサービスを提供するため、基幹システムの再構築に向けた準備に取り組みました。また、同社は2022年3月に豊橋市と「市有施設への再生可能エネルギー等導入事業」に関する協定を締結し、同市が保有する15施設を対象に太陽光発電設備等の設置から、運用、保守管理までを一貫して受託する取組みを開始しました。エンジニアリング&メンテナンス事業におきましては、営業、施工、アフターメンテナンスをワンストップで提供することができる強みを活かしお客さま接点の強化を図るとともに、サーラグループ各社との連携により最適なソリューション提案を通じて取引の拡大に努めました。ハウジング事業のサーラ住宅株式会社は、2022年8月に建築から解体に至る住まいのライフサイクルにおけるCO₂収支をマイナスにするLCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）仕様の宿泊体験型モデルハウスをオープンし、住まい分野におけるカーボンニュートラルを推進しました。カーライフサポート事業のサーラカーズジャパン株式会社は、サーラエナジー株式会社及びサーラeエナジー株式会社と連携し、ショールームで使用する電気やガスのCO₂排出量を実質ゼロにする店舗のカーボンニュートラル化に着手しました。アニマルヘルスケア事業の株式会社アスコは、2021年12月に実施した子会社のホクヤク株式会社の統合に続き、さらなる収益力の強化やシェア拡大のため、子会社の株式会社エイ・エム・アイ及び大和医薬品工業株式会社の2022年12月の統合に向けて準備を進めました。2021年12月に「emCAMPUS（エムキャンパス）EAST」内に設立した株式会社エムキャンパスは、地域コミュニティの活性化に向けて大学との産学連携による共同プロジェクトを開始しました。また、地域のさまざまな企業の社員が参加する異業種交流研修の開催などにより、新たな価値を創造する地域の人材育成に取り組みました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、収益認識会計基準等の適用に伴い従来の会計処理方法と比較して15,395百万円の減収要因があるなかで、エネルギー&ソリューションズ事業が増収増益となったことから、売上高は前連結会計年度比3.0%増の234,848百万円となり、営業利益は前連結会計年度比4.5%増の6,891百万円となりました。また、経常利益は営業外収益の為替予約に係るデリバティブ評価益が増加したことから、前連結会計年度比3.5%増の8,601百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は特別利益の投資有価証券売却益などが増加したことから、前連結会計年度比8.0%増の5,682百万円となりました。

なお、売上高、営業利益及び経常利益につきましては、過去最高であります。

	第20期 (2021年11月期)	第21期 (2022年11月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	227,935	234,848	6,912増	3.0%増
営業利益	6,592	6,891	299増	4.5%増
経常利益	8,312	8,601	288増	3.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,262	5,682	419増	8.0%増

セグメント別の概況は次のとおりです。

エネルギー&ソリューションズ事業

売上高 **116,634**百万円

(前連結会計年度比17.8%増)

営業利益 **3,996**百万円

(前連結会計年度比33.0%増)

都市ガスは家庭用や工業用を中心にガス販売量が増加しました。また、原料費調整制度に基づき都市ガス販売価格を上方調整するとともに、原料価格の上昇に伴いLPガス販売価格を改定したため、売上高は増加しました。利益面は、都市ガスの売上総利益が増加したことから営業利益は増加しました。

売上構成比



エンジニアリング&メンテナンス事業

売上高 **30,184**百万円

(前連結会計年度比1.8%減)

営業利益 **2,192**百万円

(前連結会計年度比4.1%減)

建築部門及びメンテナンス部門は堅調に推移したものの、土木部門において官公庁向けの大型案件の完成工事が減少したため、売上高は減少しました。利益面は、工程管理を徹底し売上原価の低減に努めましたが、設備工事部門及び土木部門の完成工事粗利益が減少したことから営業利益は減少しました。

売上構成比



ハウジング事業

売上高 **38,209**百万円

(前連結会計年度比1.0%減)

営業利益 **568**百万円

(前連結会計年度比27.2%減)

住宅販売部門は資材価格高騰の影響などから、注文住宅、分譲住宅ともに販売棟数が減少しました。一方、住宅部資材加工・販売部門は、既存取引先を中心に取引拡大に努めたことにより受注が増加しました。セグメント全体では、住宅販売棟数の減少が響き、売上高、営業利益ともに減少しました。

売上構成比



カーライフサポート事業

売上高 **16,964**百万円
(前連結会計年度比9.2%増)

営業利益 **241**百万円
(前連結会計年度比9.7%減)

フォルクスワーゲン、アウディともに半導体不足等による生産台数減少の影響を受けたため、新車販売台数は減少しました。一方、中古車販売に注力したことにより中古車販売台数が増加し、売上高は増加しました。利益面は、販売促進費など販売費及び一般管理費が増加したことから営業利益は減少しました。

売上構成比



アニマルヘルスケア事業

売上高 **25,989**百万円
(前連結会計年度比15.9%減)

営業利益 **669**百万円
(前連結会計年度比8.0%減)

飼料価格高騰などの影響により、動物用医薬品等の受注が減少しました。また、売上高は収益認識会計基準等の適用に伴い4,789百万円の減少要因を含むため減少しました。利益面は、畜産部門、ペット関連部門ともに売上総利益が減少したことから、営業利益は減少しました。

売上構成比



プロパティ事業

売上高 **4,728**百万円
(前連結会計年度比51.4%減)

営業損失 **418**百万円
(前連結会計年度は
営業損失189百万円)

前連結会計年度の業績には期中に完成した分譲マンションの販売実績を含むことから、売上高は大幅に減少し営業損失は拡大しました。ホスピタリティ部門は、宴会やブライダル、宿泊などの利用客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を下回りました。

売上構成比



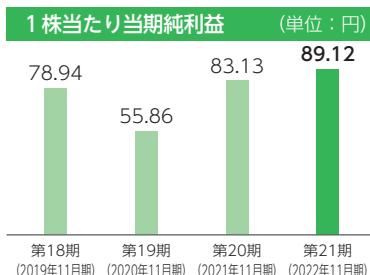
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、6,752百万円で、主要なものは導管の取得2,588百万円、基幹システムの再構築を目的としたソフトウェア開発費用704百万円、輸入車販売店舗の建設費用535百万円、LPガス充填所の拡張工事256百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第18期 (2019年11月期)	第19期 (2020年11月期)	第20期 (2021年11月期)	第21期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
売上高	(百万円)	213,810	211,702	227,935	234,848
経常利益	(百万円)	7,809	7,357	8,312	8,601
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,883	3,493	5,262	5,682
1株当たり当期純利益	(円)	78.94	55.86	83.13	89.12
総資産	(百万円)	195,117	188,011	187,481	188,417
純資産	(百万円)	59,667	61,708	66,699	73,355
1株当たり純資産額	(円)	941.60	961.01	1,027.98	1,128.69

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社グループは第19期の期首より、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の費用処理方法について、主として定率法から定額法に変更しております。これに伴い、第18期に係る主要な経営指標等については、当変更を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに代って、前連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
サーラエナジー株式会社	3,162	100.0	都市ガス、LPガス、石油製品、高圧ガス及び関連機器の販売
株式会社中部	2,322	100.0	建設事業、建設用資材などの製造・販売及び情報通信関連事業
サーラ住宅株式会社	1,018	100.0	注文住宅の請負、建物のリフォーム請負
サーラカーズジャパン株式会社	489	100.0	輸入自動車販売等
株式会社アスコ	90	100.0 (0.2)	動物用医薬品等の販売
中部ガス不動産株式会社	90	100.0	不動産賃貸、売買及び仲介等

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率欄の()内は、間接所有の割合を内書で示しております。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
サーラエナジー株式会社	愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー	30,698百万円

(注) 当事業年度末における当社の総資産額は、97,176百万円であります。

(4) 対処すべき課題

サーラグループは、創立110周年を迎えた2019年に、私たちが実現したい未来を2030年ビジョン「**私のまちにSALSA、暮らしとともにSALSA**」として掲げました。同ビジョンにおいて、社会が大きく変化するなかでもお客様の暮らしやすさを徹底して追求し、安心、安全、快適、便利はもちろんのこと、新しく、楽しい価値の提供を続けることを約束しています。また、お客様、地域、取引先、株主の皆さまからはサーラブランドが信頼のあかしとなり、社員にとっては最も働きがいのある会社となることを目指しています。同ビジョンの実現に向けて第4次中期経営計画（2020年11月期～2022年11月期）では、新しい成長に向けた基盤づくりを進めました。今般、成長への変革をさらに進めるため、連携・共創をテーマとする第5次中期経営計画を策定しました。

【第5次中期経営計画の概要】

第5次中期経営計画（2023年11月期～2025年11月期）では、連携・共創の取組みに注力し、一層の成長に挑戦するため「**枠を越える**」を基本方針に定め、『ライフクリエイティブ事業ユニット※でのサービス・事業開発と事業形態の変革』、『期待を上回る「顧客体験」を通じてブランド価値を高める』、『グループ内外との「共創」による事業創造』、『既存事業分野の収益力向上』、『「自ら考え、行動する」人が集う組織風土への変革』という5つの重点戦略を掲げました。グループ内外との積極的な連携・共創を通じて、地域やお客様の課題を解決するとともに、お客様の期待を上回る顧客体験を提供することにより、SALSAのブランド価値を高め、2030年ビジョンの実現を目指します。

※「ライフクリエイティブ事業ユニット」エネルギー事業以外の暮らしの事業領域を指します。

1. 重点戦略

【重点戦略1】ライフクリエイティブ事業ユニットでのサービス・事業開発と事業形態の変革

ライフクリエイティブ事業の成長に向けて、暮らし分野の新たなサービスや事業開発に取り組むとともに、既存のセグメントや会社の枠を取り外した「ひとつのSALSA」として、お客様の抱える課題や地域の社会課題を解決する事業形態へ変革します。

- (1) 「ひとつのSALSA」に向けた既存の枠を取り外す事業変革
- (2) 新しいサービス・事業の開発
- (3) カーボンニュートラルの取組み

[重点戦略2] 期待を上回る「顧客体験」を通じてブランド価値を高める

お客さま視点に立ち、「ひとつのSALA」としてさまざまなサービス提供を行うことにより、お客さまの期待を上回る「顧客体験」を実現し、SALAのブランド価値を高めます。

- (1) お客さまから「SALAがいいね!」とっていただける顧客体験の提供
- (2) 住まい・暮らしに関する商品・サービスの研究

[重点戦略3] グループ内外との「共創」による事業創造

グループ内に留まることなく、地域の企業や団体、行政などとの「共創」により、地域の社会課題解決につながる新たな事業の創造に取り組みます。

- (1) グループ内外との「共創」による事業創造の実践
- (2) 浜松地区における「共創」の取組み

[重点戦略4] 既存事業分野の収益力向上

既存事業分野における収益力向上に向けて業務プロセス改革に取り組むことにより、連結売上高営業利益率3%以上を実現します。

- (1) 各事業の事業特性に応じた改善目標の設定と業務プロセス改革の実践
- (2) 管理系業務のグループ共通化やデジタル化による生産性の向上

[重点戦略5] 「自ら考え、行動する」人が集う組織風土への変革

多様な価値観を取り込み、多様な個を活かし、価値創造力を高める新しいSALAの組織風土づくりに取り組みます。社員一人ひとりが自らの考えを持って行動することができ、成長・挑戦を続けるための施策や仕組みを構築します。

- (1) 社員一人ひとりが自ら考え行動する変革の実現
- (2) 多様な人材が活躍できるカルチャーへの変革
- (3) 新しいチャレンジや共創が続く仕組みづくり

セグメント別の重点取組みは次のとおりです。

2.セグメント別の重点取組み

(エネルギー&ソリューションズ)

- ・省エネ提案やカーボンニュートラル提案を通じて、お客さまや地域の課題解決に取り組みます。また、グループ内外との共創によりグループ利益を最大化するビジネスモデルへの転換を図ります。
- ・カーボンニュートラルガス・電気の調達、再エネ電源の開発などに取り組むとともに、地域企業や行政などとの連携を進め、地域のカーボンニュートラルを実現します。
- ・デジタル技術を活用した業務プロセスの抜本的な改革により経営の効率化を図るとともに、グループ全体でのお客さまデータの連携や活用、デジタルチャネルを通じたコミュニケーションの活性化などにより、お客さま1人あたりの生涯取引高を最大化します。

(エンジニアリング&メンテナンス)

- ・安定的な収益基盤づくりのための業務プロセス改革を継続するとともに、グループ連携によるお客さま接点の強化や新たなお客さま獲得により、収益基盤のさらなる強化に取り組みます。
- ・省エネや創エネ、カーボンオフセット化など脱炭素化に寄与するインフラ提案により、お客さまの事業活動におけるカーボンニュートラルに貢献します。

(ハウジング)

- ・住宅販売部門は、お客さま視点の商品・サービス開発に徹底して取り組むとともに、既存事業の業務プロセス改革を進めることにより、収益力の強化を図ります。また、木造非住宅への取組みなど新たな事業の創造に取り組みます。
- ・住宅部資材加工・販売部門は、新たなお客さま獲得に向けて、外装や躯体などの工事に関する施工力向上を図るとともに、カーボンニュートラル商材の取扱い強化や集合住宅などの木造非住宅向け商材の取扱いを拡充します。また、名古屋、西三河エリア及び関東エリアにおけるシェア拡大を目指します。

(カーライフサポート)

- ・新車販売部門、中古車販売部門及びサービス部門の連携を一層高め、お客さまのニーズに合わせた提案を実施することにより、引き続きお客さま満足度の向上に取り組みます。
- ・グループ連携により店舗や整備工場のカーボンニュートラル化を進めるとともに、EVの販売を強化します。また、グループ内外と連携し、家庭、車とエネルギーをつなぐ新たなサービスの創造に取り組みます。

(アニマルヘルスケア)

- ・営業と配送の分離や倉庫業務の集約化などサプライチェーンの再構築により、効率的な事業構造への変革に取り組めます。
- ・マーケティング機能やサービス企画・開発機能の強化、これまでに蓄積したお客さま情報の活用などにより、個人の営業スキルに依存しない組織的な営業体制を構築します。

(プロパティ)

- ・不動産部門は、お客さま接点の強化やお客さま間のマッチング契約、不動産オーナー満足度の向上につながる取組みなどを推進します。また、お客さまの資産管理・運用に関する取組みやグループ連携による中古住宅ビジネスの実践などにより、収益力の向上を図ります。
- ・2024年の完成を予定する豊橋駅前大通二丁目地区再開発事業のemCAMPUS（エムキャンパス）WESTにおいては、地域住民の健康や生活の質向上、にぎわいの創出などをコンセプトに、まちの活性化につながる新たな空間づくりに取り組めます。
- ・ホスピタリティ部門は、商品企画力や社員教育などを強化し、質の高い商品・サービスの提供を通じて、新たなお客さまを増やすとともに、お客さまのリピート利用を促進します。

3.経営数値目標

	第21期 実績 (2022年11月期)	第24期 目標 (2025年11月期)
売上高	2,348億円	2,700億円
営業利益	68億円	80億円
売上高営業利益率	2.9%	3.0%
ROA（総資産経常利益率）	4.6%	4.7%
ROE（自己資本当期純利益率）	8.3%	8.0%
ROIC（投下資本利益率）	3.9%	4.5%
EPS（1株当たり当期純利益）	89.1円	93.8円

サラーグループは、これらの取組みを通じて株主さまの期待に応えるべく今後も成長を続けてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事業区分	主要な商品・製品・役務
エネルギー&ソリューションズ事業	都市ガス、LPガス、石油製品、高圧ガス及び関連機器の販売、電気供給事業、熱供給事業、暮らしのサービスに関する事業、石油類輸送、一般貨物運送等
エンジニアリング&メンテナンス事業	土木工事、建築工事、建設用資材の製造・販売、設備工事、設備メンテナンス、情報通信関連設備工事等
ハウジング事業	注文住宅の請負、建物のリフォーム請負、不動産の売買・賃貸借・仲介・管理、建築資材・住設機器等の販売等
カーライフサポート事業	輸入自動車の販売・整備等
アニマルヘルスケア事業	動物用医薬品、畜産用機器の販売、動物用飼料添加物の販売
プロパティ事業	不動産賃貸、売買及び仲介、マンション分譲、ホテル、料飲事業等

(6) 主要な拠点等 (2022年11月30日現在)

当社	本社：愛知県豊橋市
サーラエナジー株式会社 (エネルギー&ソリューションズ事業)	本社：愛知県豊橋市 東三河支社（愛知県豊橋市）、浜松支社（静岡県浜松市）、豊橋供給センター（愛知県豊橋市）、浜松供給センター（静岡県浜松市）、豊橋事業所（愛知県豊橋市）、浜松事業所（静岡県浜松市）、西三河事業所（愛知県西尾市）、静岡事業所（静岡県静岡市、三島市）
株式会社中部 (エンジニアリング&メンテナンス事業)	本社：愛知県豊橋市 浜松支店（静岡県浜松市）、西三河支店（愛知県岡崎市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、東京支店（東京都千代田区）
サーラ住宅株式会社 (ハウジング事業)	本社：愛知県豊橋市 豊橋支店（愛知県豊橋市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、名古屋東支店（愛知県岡崎市）、浜松支店（静岡県浜松市）
サーラカーズジャパン株式会社 (カーライフサポート事業)	本社：愛知県豊橋市 フォルクスワーゲン店9店舗（愛知県下2店舗、静岡県下4店舗、東京都下3店舗） アウディ店3店舗（愛知県下1店舗、静岡県下2店舗）
株式会社アスコ (アニマルヘルスケア事業)	本社：愛知県豊橋市 東京本社（東京都中央区）、中日本支店（愛知県豊橋市）、東日本支店（群馬県前橋市）、西日本支店（広島県広島市）、北海道支店（北海道札幌市）
中部ガス不動産株式会社 (プロパティ事業)	本社：愛知県豊橋市 ホテルアーグリッシュ豊橋（愛知県豊橋市） 豊橋支社（愛知県豊橋市）、浜松支店（静岡県浜松市）

(7) 使用人の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギー&ソリューションズ事業	1,766名 (451名)	44名減少 (34名増加)
エンジニアリング&メンテナンス事業	605名 (82名)	5名減少 (2名増加)
ハウジング事業	507名 (111名)	14名減少 (4名増加)
カーライフサポート事業	257名 (47名)	8名増加 (3名増加)
アニマルヘルスケア事業	345名 (29名)	5名減少 (2名増加)
プロパティ事業	254名 (299名)	6名増加 (47名増加)
その他	134名 (34名)	42名減少 (24名減少)
全社 (共通)	62名 (8名)	4名減少 (1名減少)
合 計	3,930名 (1,061名)	100名減少 (67名増加)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () に年間の平均人員を外書しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	4名減少	41歳2カ月	16年9カ月

(注) 平均勤続年数は、出向元会社での勤続年数を通算しております。

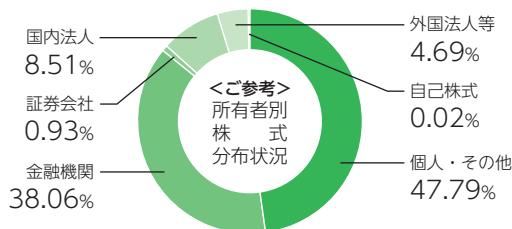
(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社静岡銀行	10,069
株式会社三菱UFJ銀行	8,700
三井住友信託銀行株式会社	7,380
株式会社三井住友銀行	5,243
株式会社日本政策投資銀行	2,847
株式会社みずほ銀行	2,455
株式会社大垣共立銀行	2,075
株式会社百五銀行	1,649
株式会社十六銀行	1,593
浜松磐田信用金庫	1,500

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 **120,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **66,041,147株**
(自己株式11,693株を含む)
- ③ 株主数 **14,727名**
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
サーラコーポレーション従業員持株会	4,958	7.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,184	6.33
三井住友信託銀行株式会社	2,920	4.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,757	4.17
株式会社三菱UFJ銀行	2,592	3.92
サーラエナジー共栄会	2,315	3.50
株式会社静岡銀行	2,180	3.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,620	2.45
株式会社三井住友銀行	1,414	2.14
神野 吾郎	1,381	2.09

(注) 持株比率は自己株式 (11,693株) を控除して計算しております。なお、自己株式には役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式2,227千株は含まれておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年11月30日現在)

氏名	地位及び担当		重要な兼職の状況
神野吾郎	代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO		武蔵精密工業(株)社外取締役
松井和彦	代表取締役専務	社長補佐	
鳥居裕	取締役	執行役員 エネルギー&ソリューションズセグメントリーダー	
山口信仁	取締役	執行役員 ハウジングセグメントリーダー	
樽林孝尚	取締役	執行役員 エンジニアリング&メンテナンスセグメントリーダー	
渡会隆行	取締役	経営戦略本部長 兼 事業企画部長	
一柳良雄	取締役		(株)一柳アソシエイツ代表取締役 (株)島精機製作所社外取締役
大久保和孝	取締役		(株)大久保アソシエイツ代表取締役社長 (株)SS Dnaform代表取締役社長 セガサミーホールディングス(株)社外監査役 サンフロンティア不動産(株)社外取締役 (株)ブレインパッド社外監査役 (株)L I F U L L 社外取締役 武蔵精密工業(株)社外取締役 (監査等委員)
澤井成人	取締役 (常勤監査等委員)		
村松奈緒美	取締役 (監査等委員)		弁護士 石塚・村松法律事務所 エンシュウ(株)社外取締役 (監査等委員)
安形哲夫	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 一柳良雄氏、大久保和孝氏、村松奈緒美氏、安形哲夫氏は社外取締役であります。
2. 重要な社内会議に出席することにより情報収集の充実を図るとともに、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性の向上を図るため、澤井成人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、一柳良雄氏、大久保和孝氏、村松奈緒美氏、安形哲夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 2022年12月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
 取締役 渡会 隆行 (新) 経営戦略本部長 兼 イノベーション推進部長
 (旧) 経営戦略本部長 兼 事業企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社グループの全役員（取締役、監査役及び執行役員）を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」といいます。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬委員会の審議を経た上で決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考にして、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ設計を行っております。取締役の報酬は基本報酬と長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成され、中長期的な成長を動機づける設計としております。また、社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみといたします。なお、退職慰労金制度はありません。取締役の報酬等に関する方針及び基準の設定、変更に関しましては、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定いたします。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬につきましては、サーラグループ理事制度に基づく理事資格等級別の定額の報酬に、会社目標に対する達成状況並びに経営貢献度の評価を加えて個人別に算定を行い決定いたします。なお、基本報酬は月額報酬として支給いたします。

(c) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社は非金銭報酬として社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬制度を導入しております。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にして、取締役が株価の変動・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。具体的には、当社は取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、株式交付規程に定めるポイント付与日において、理事資格等級に応じたポイントを付与します。各取締役は、付与されたポイントの数に応じて当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントにつき交付する当社株式の数は1株であります。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(d) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成され、各報酬の比率は会社目標の達成時において概ね金銭報酬85%、株式報酬15%であります。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役の個人別の報酬のうち、基本報酬につきましては指名・報酬委員会の答申を受けて、当社代表取締役及び主要子会社の代表取締役社長を兼務する当社取締役で構成される理事等級等審議会を経て代表取締役社長兼グループ代表・CEOが決定いたします。また、株式報酬につきましては、サーラグループ理事制度に基づく理事資格等級に応じて毎年付与するポイント数が決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	116	100	16	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	17	17	—	2
社外取締役	12	12	—	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役)	11	11	—	3

- (注) 1. 上表には、2022年2月18日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く) 1名及び取締役 (監査等委員) (社外取締役) 1名が含まれております。
2. 取締役 (監査等委員を除く、以下「取締役」といいます。) の報酬限度額は、2020年2月21日開催の第18回定時株主総会において年額200百万円以内 (うち社外取締役分年額30百万円以内、ただし使用人分給与とは含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役は2名) であります。
- 上記の取締役の報酬限度額は別枠で、2018年2月21日開催の第16回定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く。) を対象とする新たな株式報酬制度の導入について決議いただいております。当初信託期間 (2018年4月から2028年4月まで (予定)) において、取締役に交付するために必要となる当社株式の取得資金として信託へ拠出する金銭の上限は500百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は6名であります。なお、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い2020年2月21日開催の第18回定時株主総会において、あらためて取締役に対象とする本制度の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は5名であります。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年2月21日開催の第18回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における取締役3名に対する株式報酬制度に係る費用計上額16百万円が含まれております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式交付の方法等は「イ. 役員報酬等の内容に関する方針等 (c) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
6. 取締役会は、代表取締役社長兼グループ代表・CEO神野吾郎に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は会社目標に対する達成状況を勘案しつつ、各取締役の経営貢献度について評価を行うにあたり、代表取締役社長兼グループ代表・CEO神野吾郎が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその妥当性について確認し、当社代表取締役及び主要子会社の代表取締役社長を兼務する当社取締役で構成される理事等級等審議会の審議を事前を経ております。

八. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2018年2月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同総会で決議しております。なお、当事業年度において退任した取締役（監査等委員）に対し、以下のとおり支給いたしました。

取締役（監査等委員） 5百万円

（上記金額には、過年度の事業報告において取締役（監査等委員）の報酬額等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役（監査等委員）1名5百万円が含まれております。）

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び会社と当該他の法人等との関係

- ・取締役一柳良雄氏は、株式会社一柳アソシエイツの代表取締役及び株式会社島精機製作所の社外取締役であります。このうち、当社と株式会社一柳アソシエイツの間には同社が主催する交流会の年会費支払い等の取引関係がありますが、その金額は直近事業年度における当社グループ売上高の0.1%未満であります。当社と株式会社島精機製作所との間には取引等の利害関係はありません。
- ・取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、株式会社SS Dnaformの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外監査役、株式会社L I F U L Lの社外取締役及び武蔵精密工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。このうち、当社子会社と株式会社L I F U L Lの間には広告掲載等の取引関係がありますが、その金額は直近事業年度における当社グループ売上高の0.1%未満であります。また、当社子会社と武蔵精密工業株式会社との間には都市ガス販売等の取引関係がありますが、その金額は直近事業年度における当社グループ売上高の0.1%未満であります。その他、当社と（前記2社を除く）各兼職先との間には取引等の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）村松奈緒美氏は、石塚・村松法律事務所に所属する弁護士であります。当社子会社と同法律事務所の間には、弁護士顧問料等の取引関係がありますが、その金額は直近事業年度における当社グループ売上高の0.1%未満であります。また、同氏はエンシュウ株式会社の社外取締役（監査等委員）であり、当社子会社とエンシュウ株式会社の間にはLPガス販売等の取引関係がありますが、その金額は直近事業年度における当社グループ売上高の0.1%未満であります。

口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役	一柳 良雄	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。経営全般にわたる高い見識から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	大久保 和孝	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。ガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス及びCSR分野における豊富な見識から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。さらに、上記以外の活動として、当社及びセグメント基幹会社6社の総務部門責任者を主要な構成員とするリスク・コンプライアンス勉強会において、リスクマネジメントやコンプライアンスの分野において数多くの有益な提言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	村松 奈緒美	当事業年度に開催された取締役会7回の全て、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。法律家の視点から業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性のチェック機能を担うとともに、専門的見地から適宜発言を行うなど監査・監督機能強化において適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	安形 哲夫	2022年2月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会5回の全て、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。長年にわたり自動車製造業等の経営に携わるなかで培った豊富な経験や高い見識から適宜発言を行うなど監査・監督機能強化において適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38
・当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99

- (注) 1. 当社の子会社であるサーラエナジー株式会社、株式会社中部及びサーラ住宅株式会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
4. 連結子会社であるサーラエナジー株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続業務を非監査業務として委託しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。（最終決定 2020年2月21日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範である「サーラグループ企業行動憲章」及び「サーラグループ行動規範」を定めるとともに、当社グループのコンプライアンス推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置することでコンプライアンス態勢の確立を図る。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」の浸透・定着を推進する。
- ・専務取締役を当社グループのコンプライアンス責任者とする。また、当社総務部を当社グループのコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス態勢の確立に関する取組みをグループ横断的に統括する。
- ・内部監査部門である当社監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、上記企業行動憲章及び行動規範に、それらの勢力とは断固として対決する旨、また、それらの勢力とは関係を持たず、不当、不法な要求には一切応じない旨規定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は、これらの文書等をいつでも閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・専務取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を当社グループの経営リスクマネジメントの統括組織とし、総務部をグループ横断的なリスクマネジメント担当部署とする。
- ・各セグメント、各社、各部署等に固有のリスクについては、それぞれの委員会・担当部署等において、その分析や対応策の検討を行い、必要に応じて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ・監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社外取締役の積極的な招聘により、意思決定の妥当性・透明性を高める。
- ・ 取締役会は中期経営計画を定め、当社グループの役職員が共有する全グループ的な目標、各セグメントの目標、各部門の目標等を明確化する。
- ・ 当社の取締役（社外取締役を除く。）を構成員とする経営会議を毎月1回以上開催し、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化、目標に対する進捗管理等を行う。
- ・ 当社の取締役会は、重要な業務執行の決定の一部を経営会議へ委任する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 前記①及び③のとおり、コンプライアンス態勢の確立及びリスク管理については、当社グループ全体の課題として推進する。
- ・ 後記⑧のとおり、監査等委員会に報告すべき事項については、当社グループの役職員に適用する。
- ・ 当社の監査部が当社グループ各社の業務監査、コンプライアンス・リスク管理に関する監査を行う。
- ・ 当社グループ各社による業務執行のうち重要なものは、経営会議規程に基づき経営会議に付議または報告され、さらに重要なものは、取締役会規則に基づき、当社取締役会に付議または報告される。
- ・ 監査等委員会と子会社監査役は、定期的な情報交換を通じ、当社グループの方針の徹底を図る。
- ・ 当社グループ各社は財務報告の信頼性・適正性を確保するため、各事業拠点における財務報告に関わる内部統制システムの整備、運用状況を定期的に評価し、改善を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会は、監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査部所属の職員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査等委員の事前の同意を得るものとする。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会から指示を受けた業務を行う場合は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社及び当社グループ各社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において、随時、業務執行状況の報告を行う。
- ・当社グループの役職員は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、常勤監査等委員または自らが所属する会社の監査役に速やかに報告する。
- ・当社グループは常勤監査等委員及び各社監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査等委員と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ・監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ・コンプライアンスに関しては、コンプライアンス意識の向上を図るため、2011年より毎年コンプライアンス強化月間を設けており、当事業年度においては2022年7月を強化月間に定め、グループ役職員を対象とする研修・教育に取り組みました。また、社内報において内部通報制度の概要やハラスメントの外部相談窓口を掲載するとともに、内部通報制度に関するアンケートを実施して課題を抽出し改善策の立案、実行につなげるなど、全役職員への周知及びコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ・リスクマネジメントに関しては、2022年10月に大規模災害の発生を想定した「緊急時対応訓練」を実施しました。当事業年度においては、勤務時間外の発災を想定し、出社可能な役職員のみで対策本部の設置と情報収集・伝達を行う訓練に取り組み、緊急時対応レベルの向上を図りました。
- ・経営会議を毎月1回開催し、取締役会からの委任事項のほか経営方針、経営戦略等の審議を行い、迅速な意思決定による機動的な経営の確保に努めました。
- ・財務報告に係る内部統制の評価に関しては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行った上で、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、その結果について取締役会へ報告を行いました。
- ・常勤監査等委員は、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類を閲覧し、子会社監査役、監査部及び会計監査人と連携することにより、監査の実効性の向上に努めました。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当の基本方針を「為替予約に係るデリバティブ評価損益の影響を除く連結配当性向30%を目途として配当を行います。」と定めております。

当社連結子会社のサーラeパワー株式会社が外貨建輸入材仕入取引の支払いに充てるため、2017年11月に為替予約を締結したことにより、当面の間、毎四半期末に為替予約の時価評価差額がデリバティブ評価損益として計上される見込みであります。この時価評価差額はキャッシュ・フローの動きを伴わない期末日時点の時価評価に過ぎないため、利益配分の基準となる原資からこのような変動要因を除いております。

当期の期末配当につきましては、2022年7月6日開催の取締役会において、当社設立20周年を記念して1株当たり2円の記念配当を実施することを決定し、2023年1月12日開催の取締役会において上記配当の基本方針に基づき普通配当を1株当たり13円と決定させていただきました。従いまして、当期の期末配当金は普通配当13円に記念配当2円を加えた合計15円となります。（効力発生日：2023年1月31日）

この結果、当期の年間配当金は中間配当金11円と合わせ、1株当たり26円となります。

なお、為替予約に係るデリバティブ評価損益の影響を除いた連結配当性向は、記念配当を除くと30.4%であり、記念配当2円を含めると32.9%となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第21期 2022年11月30日現在
資産の部	
流動資産	84,404
現金及び預金	24,191
受取手形、売掛金及び契約資産	33,077
電子記録債権	2,010
リース投資資産	1,581
商品及び製品	12,520
仕掛品	7,656
原材料及び貯蔵品	267
その他	3,305
貸倒引当金	△206
固定資産	104,012
有形固定資産	80,498
建物及び構築物	20,205
機械装置及び運搬具	7,737
導管	16,347
土地	33,287
リース資産	645
建設仮勘定	1,572
その他	703
無形固定資産	2,006
のれん	274
その他	1,731
投資その他の資産	21,507
投資有価証券	7,913
長期貸付金	3,204
繰延税金資産	4,492
その他	6,358
貸倒引当金	△460
資産合計	188,417

科目	第21期 2022年11月30日現在
負債の部	
流動負債	62,085
支払手形及び買掛金	27,827
電子記録債務	4,592
短期借入金	5,944
1年内返済予定の長期借入金	7,411
未払法人税等	1,695
賞与引当金	2,621
役員賞与引当金	11
完成工事補償引当金	56
工事損失引当金	82
ポイント引当金	233
その他	11,609
固定負債	52,976
長期借入金	38,862
リース債務	1,151
繰延税金負債	423
役員退職慰労引当金	190
株式報酬引当金	470
修繕引当金	104
退職給付に係る負債	9,535
その他	2,237
負債合計	115,062
純資産の部	
株主資本	69,902
資本金	8,025
資本剰余金	25,281
利益剰余金	38,076
自己株式	△1,480
その他の包括利益累計額	2,109
その他有価証券評価差額金	518
繰延ヘッジ損益	587
退職給付に係る調整累計額	1,003
非支配株主持分	1,342
純資産合計	73,355
負債純資産合計	188,417

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第21期
	2021年12月1日から 2022年11月30日まで
売上高	234,848
売上原価	177,251
売上総利益	57,596
販売費及び一般管理費	50,705
営業利益	6,891
営業外収益	2,055
受取利息	76
受取配当金	98
仕入割引	50
デリバティブ評価益	886
持分法による投資利益	330
その他	612
営業外費用	345
支払利息	143
為替差損	55
その他	146
経常利益	8,601
特別利益	441
固定資産売却益	77
投資有価証券売却益	267
債務保証損失引当金戻入額	22
事業譲渡益	74
特別損失	621
固定資産除売却損	131
減損損失	400
災害による損失	87
その他	2
税金等調整前当期純利益	8,421
法人税、住民税及び事業税	2,955
法人税等調整額	△297
当期純利益	5,763
非支配株主に帰属する当期純利益	81
親会社株主に帰属する当期純利益	5,682

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本等					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	本株	
2021年12月1日残高	8,025	25,269	33,365	△1,585		65,074
会計方針の変更による 累積的影響額			601			601
会計方針の影響を反映した 当期首残高	8,025	25,269	33,966	△1,585		65,675
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△1,584			△1,584
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,682			5,682
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分		△0		105		105
連結範囲の変動		△2	11			9
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		14				14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）						
連結会計年度中の変動額合計	—	11	4,109	105		4,226
2022年11月30日残高	8,025	25,281	38,076	△1,480		69,902

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包 括利益 累計額合計		
2021年12月1日残高	441	356	△446	351	1,273	66,699
会計方針の変更による 累積的影響額						601
会計方針の変更を反映した 当期首残高	441	356	△446	351	1,273	67,300
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,584
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,682
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						105
連結範囲の変動						9
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	76	231	1,450	1,758	69	1,827
連結会計年度中の変動額合計	76	231	1,450	1,758	69	6,054
2022年11月30日残高	518	587	1,003	2,109	1,342	73,355

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	37社
連結子会社の名称	サーラエナジー(株)、サーラE & L 東三河(株)、サーラE & L 浜松(株)、サーラE & L 名古屋(株)、サーラE & L 静岡(株)、(株)中部、サーラ住宅(株)、サーラカーズジャパン(株)、(株)アスコ、中部ガス不動産(株)、サーラeエナジー(株)、サーラe/パワー(株)、グッドライフサーラ関東(株)、サーラ物流(株)、(株)リビングサーラ、サーラの水(株)、三河湾ガスターミナル(株)、(株)日興、神野オイルセンター(株)、神野建設(株)、(株)鈴木組、(株)中部技術サービス、テクノシステム(株)、西遠コンクリート工業(株)、中部ホームサービス(株)、太陽ハウジング(株)、(株)宮下工務店、サーラハウスサポート(株)、エコホームパネル(株)、(株)エイ・エム・アイ、大和医薬品工業(株)、(株)サーラホテル&レストランズ、サーラスポーツ(株)、サーラフィナンシャルサービス(株)、(株)サーラビジネスソリューションズ、新協技研(株)、(株)エムキャンパス

当連結会計年度において、(株)エムキャンパスは、2021年12月に新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。連結子会社である(株)アスコを存続会社、連結子会社であったホクヤク(株)を消滅会社とする吸収合併を行っております。従来、連結子会社であったサーラE & L サポート(株)については、清算終了に伴い、連結範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

会社の名称	中部プロパンスタンド(有)、浜松プロパンスタンド(有)、(株)誠和警備保障、(株)中部ビルサービス、トキワ道路(株)、(株)昭和クリーナー、(株)KANTOH
(連結の範囲から除いた理由)	
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。	

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 12社

持分法適用関連会社の名称	浜松熱供給(株)、静岡パイプライン(株)、南遠州パイプライン(株)、(株)CSエナジーサービス、(株)浜松エア・サプライ、(株)東三河総合ガスセンター、エルネット静岡(株)、ガスコミュニティ浜松(株)、ガスコミュニティ静岡(株)、神野新田開発(株)、豊橋ケーブルネットワーク(株)、浜松ケーブルテレビ(株)
--------------	---

② 持分法を適用していない非連結子会社(中部プロパンスタンド(有)、浜松プロパンスタンド(有)、(株)誠和警備保障、(株)中部ビルサービス、トキワ道路(株)、(株)昭和クリーナー、(株)KANTOH)及び関連会社((株)エムエムアイ、(株)エコーとよはし、(株)エフエム豊橋、西三河ガスセンター(株))は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用しておりません。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

ハ. 棚卸資産

(商品)

ガス及び石油燃料

月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

自動車

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(未成工事支出金)

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(その他)

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）、輸送導管（磐浜ライン）の導管、複合型商業施設（ココラフロント）の建物附属設備、並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。その他の有形固定資産については主として定率法を採用しております。なお、取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

導管 13～22年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日改正 企業会計基準第13号）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ニ. 完成工事補償引当金 完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。
- ホ. 工事損失引当金 当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を引当計上しております。
- ヘ. ポイント引当金 販売促進を目的として、クレジットカード会員に提供しているポイント制度において、クレジットカードの利用等により付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備え、当連結会計年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ト. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- チ. 株式報酬引当金 当社取締役等に対する将来の当社普通株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき割り当てられたポイントに応じた当社普通株式の支給見込額を基礎として計上しております。
- リ. 修繕引当金 球形ガスホルダー及び円筒形貯槽の周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕実績額に基づく次回修繕見積額を、次回修繕までの期間に配分計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

- イ. 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (a) エネルギー&ソリューションズ事業
- ・都市ガス関連
当該履行義務は契約期間にわたり継続的に都市ガスの供給を行うことであり、ガス事業会計規則に基づき、検針日基準により収益を認識しております。
 - ・工事関連
当該履行義務は請負契約に基づくガス工事を行うことであり、履行義務の充足に係る進捗度を発生原価に基づくインプット法にて見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、受注金額が少額又は工期が短い工事契約等については、顧客への引渡し完了した時点で収益を一括で認識しております。
 - ・LPガス関連及び電力関連
当該履行義務は契約期間にわたり継続的にLPガス及び電力の供給を行うことであり、決算日においては定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家の使用量を基に、決算日の検針日から決算日まで生じた使用量を見積もって収益を認識しております。また、LPガス売上の直送取引に係る収益に関して、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
 - ・石油製品及びガス器具関連
当該履行義務は石油製品及びガス器具の販売等を行うことであり、一時点で履行義務が充足されると判断し、顧客への当該商品の引渡し完了した時点で収益を認識しております。

(b) エンジニアリング&メンテナンス事業

・工事関連

主に土木工事や設備工事などが含まれ、当該履行義務は工事請負契約に基づく工事を行うことであり、当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を発生原価に基づくインプット法にて見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、受注金額が少額または工期が短い工事契約等については、顧客への引渡し完了した時点で収益を一括で認識しております。

(c)ハウジング事業

・注文住宅関連

当該履行義務は注文住宅の請負契約に基づく工事を行うことであり、履行義務の充足に係る進捗度を発生原価に基づくインプット法にて見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

・不動産売買関連及び建築資材販売関連

当該履行義務は不動産売買契約に基づき自社で開発、又は仕入れた物件（分譲住宅）及び建築資材を顧客に引渡し完了した時点で収益を認識しております。

(d) カーライフサポート事業

・輸入車販売関連

当該履行義務は輸入自動車の販売等を行うことであり、顧客が当該商品に対する支配を獲得する車両登録時点において履行義務が充足されると判断しており、新車販売、中古車販売について車両登録時点で収益を認識しております。

(e) アニマルヘルスケア事業

・動物医薬品販売関連

当該履行義務は動物医薬品の販売等を行うことであり、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しております。また、直送取引に係る収益に関して、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(f) プロパティ事業

・賃貸借業務関連

当該履行義務はオフィスビル、商業施設等の賃貸借事業であり、賃貸借業務は、不動産賃貸借契約に基づき、期間の経過に応じて収益を認識しております。

・賃貸仲介業務関連

当該履行義務は、賃貸物件の仲介斡旋業務であり、一時点で履行義務が充足されると判断し、物件の不動産賃貸借契約が成立した時点において収益を認識しております。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建債務、外貨建予定取引
ヘッジ方針
為替リスク管理規程に基づき行っております。
- ロ. 退職給付に係る負債の
計上基準 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生した期に一括処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ハ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- ① LPガス売上及び電力売上に係る収益認識
LPガス売上及び電力売上に関して、従来、検針日基準により収益を認識しているものについて、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積り認識する方法に変更しております。
- ② 代理人取引に係る収益認識
主にLPガス売上及び動物用医薬品売上の直送取引に係る収益に関して、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。
- ③ 工事契約に係る収益認識
工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は15,395百万円減少し、売上原価は15,222百万円減少し、販売費及び一般管理費は336百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ163百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は601百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
プロパティ事業のホスピタリティ部門の固定資産簿価 3,146百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した資産または資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。プロパティ事業のホスピタリティ部門が運営する施設は、顧客ニーズ等の事業環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、稼働率の低下が継続しております。このため、当連結会計年度末において、プロパティ事業の当該施設の固定資産に係る資産グループについて、事業環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響が長期間続くことにより収益性が低下したため減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

上記の割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フロー及び使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しております。当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えている期間についての将来予測額に基づいて算定しております。また、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りは主として外部の評価専門家による不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額等により算定しております。

② 主要な仮定

事業計画の策定において用いた主要な仮定は、平均顧客単価、稼働率等及び新型コロナウイルス感染症の収束時期であります。平均顧客単価及び稼働率等については、過去の実績及び将来の市況の見込みを勘案して設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2023年度以降も影響が一定程度継続するものの段階的に回復していくものと仮定して見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の主要な仮定について、事業環境等の前提条件が変動することにより、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産

建物及び構築物	192百万円	(192百万円)
機械装置及び運搬具	680	(680)
導管	13,490	(13,490)
土地	1,696	(1,696)
投資有価証券	1,013	
その他	108	(108)
合計	17,181	(16,167)

担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	503百万円	(503百万円)
長期借入金	1,427	(1,427)
その他	505	
合計	2,437	(1,931)

なお、() 書きは工場財団抵当 (内数) であります。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 74,941百万円
- (3) 保証債務
 金融機関からの借入金に対する保証債務
 静岡パイプライン(株) 2,415百万円
 住宅等購入者の金融機関からの融資に対する保証債務
 住宅ローン融資 48百万円
 担保設定前保証 2,086
- (4) 国庫補助金等により取得した資産につき、取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。
 建物及び構築物 4,611百万円
 機械装置及び運搬具 97
 導管 152
 土地 324
 その他 2

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 66,041,147株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年1月12日 取締役会	普通株式	858	13	2021年11月30日	2022年1月31日
2022年7月6日 取締役会	普通株式	726	11	2022年5月31日	2022年7月29日

- (注) 1. 2022年1月12日取締役会の決議による配当金の総額には、サーラコーポレーション従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円及び役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。
2. 2022年7月6日取締役会の決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年1月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	990	15	2022年11月30日	2023年1月31日

- (注) 2023年1月12日取締役会の決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金33百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの長期借入によって調達しております。短期的な運転資金の調達は、銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は主に流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、木質バイオマス発電所で使用するバイオマス燃料の輸入取引に係る為替変動リスクを低減するために、為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、取引相手ごとの支払期日や債権残高を管理しております。また、営業部門が主要な取引先の状況を適時把握し、経理部門との情報共有化を行いながら債務状況等の悪化による貸倒リスクの早期把握や軽減に努めております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。投資事業有限責任組合への出資については、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。また、外貨建輸入取引に係る為替の変動リスクに対して、為替予約取引を利用してヘッジしております。当該デリバティブ取引は定められた為替リスク管理規程に基づいて実施しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	2,616百万円	2,616百万円	－百万円
資産計	2,616	2,616	－
長期借入金 (※1)	46,274	45,811	△463
負債計	46,274	45,811	△463
デリバティブ取引 (※2)	3,922	3,922	－

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) 為替予約によって生じた債権・債務を純額で表示しており、合計で債務となる場合については、()で表示しております。なお、外貨建輸入取引に係る長期為替予約のうち、ヘッジ会計の要件を満たす外貨建輸入予定取引に対応する為替予約の時価評価差額については、繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(※3) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,723百万円
投資事業有限責任組合への出資	573

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,616百万円	－百万円	－百万円	2,616百万円
デリバティブ取引	－	3,922	－	3,922
資産計	2,616	3,922	－	6,538

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－百万円	45,811百万円	－百万円	45,811百万円
負債計	－	45,811	－	45,811

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	エネルギー& ソリューションズ 事業	エンジニア リング& メンテナンス 事業	ハウジング事業	カーライフ サポート事業	アニマル ヘルスケア事業
売上高					
都市ガス	46,109	—	—	—	—
LPガス	27,888	—	—	—	—
電力	14,449	—	—	—	—
土木工事、建築工事、設備工事	—	30,184	—	—	—
住宅、建築資材	—	—	38,209	—	—
自動車販売・整備	—	—	—	16,964	—
動物用医薬品	—	—	—	—	25,989
不動産賃貸・売買・仲介、ホテル	—	—	—	—	—
その他	28,186	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	116,634	30,184	38,209	16,964	25,989
その他の収益 (注) 2	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	116,634	30,184	38,209	16,964	25,989
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,411	5,279	10	12	0
計	119,046	35,464	38,219	16,977	25,989

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	プロパティ事業	計				
売上高						
都市ガス	—	46,109	—	46,109	—	46,109
LPガス	—	27,888	—	27,888	—	27,888
電力	—	14,449	—	14,449	—	14,449
土木工事、建築工事、設備工事	—	30,184	—	30,184	—	30,184
住宅、建築資材	—	38,209	—	38,209	—	38,209
自動車販売・整備	—	16,964	—	16,964	—	16,964
動物用医薬品	—	25,989	—	25,989	—	25,989
不動産賃貸・売買・仲介、ホテル	4,728	4,728	—	4,728	—	4,728
その他	—	28,186	1,766	29,953	137	30,091
顧客との契約から生じる収益	4,728	232,711	1,766	234,478	137	234,615
その他の収益 (注) 2	—	—	232	232	—	232
外部顧客への売上高	4,728	232,711	1,998	234,710	137	234,848
セグメント間の内部売上高又は振替高	512	8,226	1,804	10,031	△10,031	—
計	5,240	240,938	3,803	244,741	△9,893	234,848

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、自動車部品製造、割賦販売及びリース等であります。

2. 「その他の収益」は、リースに係る収益等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	1,308百万円
売掛金	25,219
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	1,367
売掛金	25,947
契約資産（期首残高）	3,131
契約資産（期末残高）	5,762
契約負債（期首残高）	48
契約負債（期末残高）	47

契約資産は、主に工事請負契約において期末時点で履行義務の進捗により収益を認識しているが未請求の代金に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。工事請負契約に関する対価は、当該契約の引渡し時まで全額請求し受領しております。

契約負債は、主にガス・電力等の購入金額に応じたポイントに関するものです。契約負債は将来のポイント利用に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は48百万円であります。

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動や過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、13,521百万円であります。当該残存履行義務は、主に請負工事契約にかかるものであり、概ね3年以内で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当該金額には当初に予想される契約期間が1年以内の契約においては、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報に含めておりません。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,128円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	89円12銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
① 事業用資産	愛知県豊橋市	建物及び構築物、リース資産等	226百万円
② 共用資産	静岡県浜松市	建物及び構築物、有形固定資産その他	46
③ 事業用資産	静岡県島田市他	建物及び構築物、土地等	38
④ 事業用資産	長野県松本市	建物及び構築物、土地等	17
⑤ 事業用資産	愛知県蒲郡市他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具	12
⑥ 共用資産	静岡県浜松市	建物及び構築物、有形固定資産その他	60
合計			400

当社グループは、事業用資産については、部門別損益管理区分に基づき、各営業所及び事業所単位を最小単位としております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、賃貸資産、遊休資産については、各物件を最小単位とし、それぞれグルーピングを行っております。

- ① 「エネルギー&ソリューションズ事業」において、廃止が決定した事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（226百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が223百万円、機械装置及び運搬具が0百万円、リース資産が2百万円、有形固定資産その他が0百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額はゼロとしております。
- ② 「エネルギー&ソリューションズ事業」において、廃止が決定した共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（46百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が46百万円、有形固定資産その他が0百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額はゼロとしております。
- ③ 「エネルギー&ソリューションズ事業」において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（38百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が18百万円、土地が19百万円、有形固定資産その他が0百万円であります。なお、不動産鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額により測定しております。
- ④ 「エネルギー&ソリューションズ事業」において、売却の意思決定を行った事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（17百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が4百万円、土地が13百万円、有形固定資産その他が0百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、売却見込額に基づく正味売却価額により測定しております。
- ⑤ 「エネルギー&ソリューションズ事業」において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（12百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が0百万円、機械装置及び運搬具が11百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額はゼロとしております。
- ⑥ 「プロパティ事業」において、廃止が決定した共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（60百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物が60百万円、有形固定資産その他が0百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額はゼロとしております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第21期 2022年11月30日現在
資産の部	
流動資産	13,880
現金及び預金	770
売掛金	1
未収入金	1,099
関係会社短期貸付金	12,002
その他	5
固定資産	83,296
有形固定資産	941
建物	877
構築物	1
工具、器具及び備品	20
土地	39
リース資産	1
無形固定資産	6
ソフトウェア	6
その他	0
投資その他の資産	82,348
投資有価証券	573
関係会社株式	46,538
関係会社長期貸付金	35,254
繰延税金資産	153
その他	43
貸倒引当金	△214
資産合計	97,176

科目	第21期 2022年11月30日現在
負債の部	
流動負債	16,582
短期借入金	1,200
関係会社短期借入金	9,060
1年内返済予定の長期借入金	5,452
リース債務	0
未払金	192
未払費用	194
未払法人税等	399
賞与引当金	73
その他	8
固定負債	35,049
長期借入金	34,632
リース債務	1
退職給付引当金	3
株式報酬引当金	88
資産除去債務	3
その他	319
負債合計	51,632
純資産の部	
株主資本	45,517
資本金	8,025
資本剰余金	34,983
資本準備金	29,984
その他資本剰余金	4,999
利益剰余金	3,988
その他利益剰余金	3,988
繰越利益剰余金	3,988
自己株式	△1,480
評価・換算差額等	27
その他有価証券評価差額金	27
純資産合計	45,544
負債純資産合計	97,176

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第21期 2021年12月1日から 2022年11月30日まで
営業収益	3,419
経営指導料	1,404
受取配当金	1,978
その他	37
一般管理費	1,637
営業利益	1,781
営業外収益	158
受取利息	142
貸倒引当金戻入額	11
その他	4
営業外費用	105
支払利息	94
投資事業組合運用損	11
経常利益	1,834
特別利益	22
債務保証損失引当金戻入額	22
税引前当期純利益	1,857
法人税、住民税及び事業税	△16
法人税等調整額	△32
当期純利益	1,905

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2021年12月1日残高	8,025	29,984	4,999	34,983	3,667	3,667	△1,585	45,091
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,584	△1,584		△1,584
当期純利益					1,905	1,905		1,905
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			105	105
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	320	320	105	425
2022年11月30日残高	8,025	29,984	4,999	34,983	3,988	3,988	△1,480	45,517

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年12月1日残高	5	5	45,096
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,584
当期純利益			1,905
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			105
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	22	22	22
事業年度中の変動額合計	22	22	448
2022年11月30日残高	27	27	45,544

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
 その他有価証券

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 市場価格のない株式等以外のもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
 （リース資産を除く）
 無形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法）を採用しております。

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年間）による定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。関係会社等への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。

投資損失引当金

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用は、その発生した事業年度に一括処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

株式報酬引当金

当社取締役等に対する将来の当社普通株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき割り当てられたポイントに応じた当社普通株式の支給見込額を基礎として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る経営指導料、受取配当金であります。

経営指導料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 46,538百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断いたしました。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 57百万円

- (2) 投資損失引当金

関係会社株式より投資損失引当金6百万円を控除して表示しております。

- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,021百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 43百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 264百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 1百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

① 営業収益	3,389百万円
② 一般管理費	234百万円
③ 営業取引以外の取引高	151百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(当事業年度の末日における自己株式の数)

普通株式	2,239,289株
------	------------

当事業年度の末日における自己株式の数には、役員向け株式交付信託が所有する株式2,227,596株が含まれております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産	
貸倒引当金	64百万円
譲渡損益調整資産	153
賞与引当金	22
投資有価証券評価損	29
長期未払金	32
繰越欠損金	123
その他	135
繰延税金資産小計	560
繰延税金資産に係る評価性引当額	△395
繰延税金資産合計	165
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	12百万円
繰延税金資産の純額	153百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社及び関連会社等)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	サーラエナジー(株)	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	4,500	関係会社短期貸付金	1,384
				資金の回収	833	関係会社長期貸付金	15,067
				経営指導料	537	未 収 入 金	60
	(株)中部	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	資金の借入	600	関係会社短期借入金	3,600
	サーラ住宅(株)	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	783	関係会社短期貸付金	685
	サーラカーズ ジャパン(株)	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	100	関係会社短期貸付金	3,250
				資金の貸付 資金の回収	600 593	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	654 3,723
	(株)アスコ	所有 直接 99% 間接 0%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	資金の返済	500	関係会社短期借入金	2,400
	中部ガス不動産(株)	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	600	関係会社短期貸付金	374
				資金の回収	898	関係会社長期貸付金	3,600
	サーラeパワー(株)	所有 間接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	719	関係会社短期貸付金	809
	グッドライフ サーラ関東(株)	所有 間接 100%	経営指導 資金の借入	資金の借入	100	関係会社短期借入金	1,500
				資金の回収	207	関係会社短期貸付金	207
	三河湾ガスターミ ナル(株)	所有 間接 60%	経営指導 資金の貸付	資金の回収	207	関係会社短期貸付金	207
資金の貸付				207	関係会社長期貸付金	1,247	
サーラフィナンシ ャルサービス(株)	所有 直接 26% 間接 72%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	450	関係会社短期貸付金	2,450	
			資金の貸付	200	関係会社短期貸付金	260	
			資金の回収	245	関係会社長期貸付金	1,640	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、各子会社の売上高及び会社の規模等を総合的に勘案して決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入の利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受け入れ及び提供はしていません。
 3. 短期資金の貸付・回収及び短期資金の借入・返済に係る取引金額は純額表示しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 713円84銭
 (2) 1株当たり当期純利益 29円88銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

株式会社サーラコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所

指定有限責任社員

公認会計士

倉持 直樹

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

松浦 俊行

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サーラコーポレーションの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーラコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

株式会社サーラコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
浜松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 直樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 俊行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーラコーポレーションの2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月11日

株式会社サーラコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 澤 井 成 人 ㊟

監査等委員 村 松 奈緒美 ㊟

監査等委員 安 形 哲 夫 ㊟

(注) 監査等委員村松奈緒美及び安形哲夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

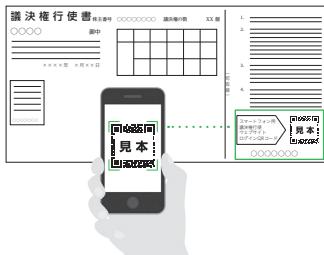
以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

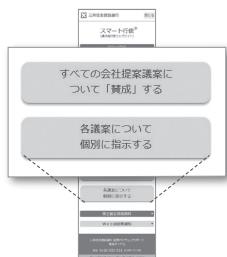
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

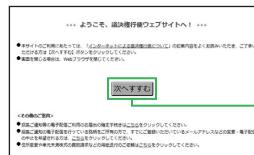
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

会場

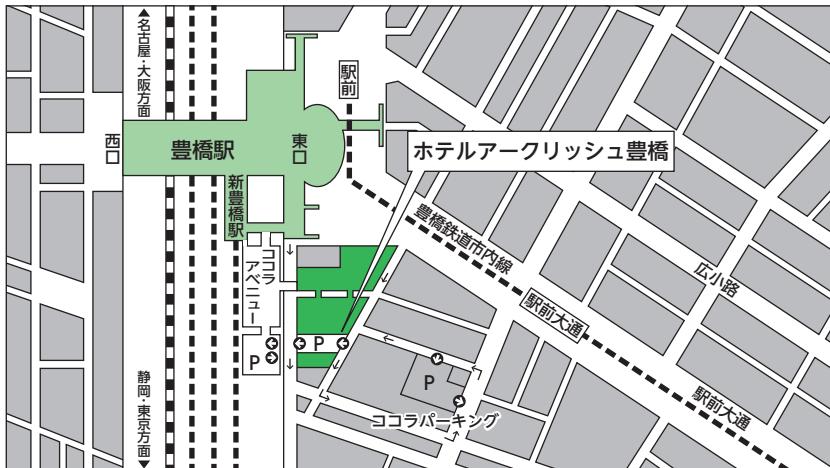
ホテルアークリッシュ豊橋 5階 ザ・グレイス

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地 TEL (0532) 51-1111

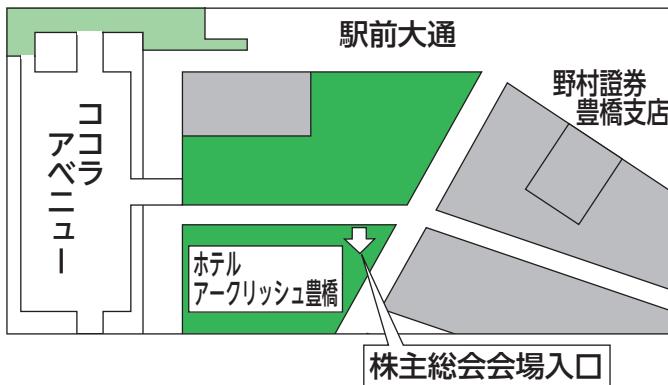
交通

豊橋駅

東口より徒歩1分



<拡大図>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。